

介護予防デイサービスセンター ごろざ 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。(介護保険事業所番号： 2274206388)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 駿河会
事業者の所在地	静岡市葵区富沢1542番地の39
代表者氏名	理事長 小嶋康則
電話番号	054-270-1210

2 事業の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所の名称	介護予防デイサービスセンター ごろざ
事業所の所在地	静岡市葵区山崎2丁目35-11
管理者氏名	前田隆宏
サービスの種類	第1号通所事業、 地域密着型通所介護
サービスを提供 する対象地域	原則として静岡市葵区中藁科、南藁科、服織西、服織、安西、田町、井宮、井宮北地域です。ただし、これ以外の地域でも利用者側で送迎が可能な場合など、ご利用していただける場合もございますので、ご相談下さい。
利用定員	1単位10名

(2) 事業所の職員体制

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
管 理 者	1名以上
生 活 相 談 員	1名以上
看 護 師	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介 護 職 員	1名以上

(3) 事業所の設備の概要

機能訓練室	1室 97.58㎡	静 養 室	1室 7.20㎡
相 談 室	1室 6.16㎡	送 迎 車	2台

3 営業日および営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで
ただし、年末年始（12/29～1/3）を除く
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分まで
- (3) サービス提供時間
 - ・第1号通所事業
14時00分～16時05分（火、水、金、土）
 - ・第1号通所事業・地域密着型通所介護
 - ① 9時00分～12時05分（月、火、水、木、金、土）
 - ② 14時00分～17時05分（月、木）

4 事業の目的と運営方針

- (1) 事業の目的

事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すことを目的とします。
- (2) 事業運営の方針
 - ① 本事業所において提供する第1号通所事業、及び地域密着型通所介護（以下「通所介護」とします。）は、介護保険法ならびに関係する厚生省令、告示及び静岡市条例、施行規則、要綱の趣旨及び内容に沿ったものとします。
 - ② 利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とするサービスを提供します。
 - ③ 利用者およびその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
 - ④ 適切な介護技術をもってサービスを提供します。
 - ⑤ 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。

5 サービスの内容

- ①日常生活上の援助 ②健康状態の確認 ③機能訓練 ④送迎 ⑤生活相談等

6 利用料

- (1) 利用料金

本事業所が提供するサービスの利用料の額は第1号通所事業においては静岡市長が定める基準、地域密着型通所介護においては厚生労働大臣が定める基準によるものとしています。（詳細は別紙参照）

(2) その他費用について

作品制作の材料費などプログラムにかかる費用については全額利用者の負担となります。

(3) 支払い方法

毎月、利用者のサービス利用実績に基づいて、当月の利用料金の合計を計算し、翌月初めに請求書をお渡しします。請求書の合計額を指定日までに静岡信用金庫、郵便局、農業協同組合の口座引き落としとしてお支払い下さい。料金をお支払いいただくと、領収書を発行します。

7 サービスの終了

(1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお知らせ下さい。

(2) 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足ややむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者がお亡くなりになった場合

(4) その他

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合には、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ② 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが事業者の介護職員に対して本契約を継続し難い程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

8 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 利用者は、当事業所を利用するにあたり、以下の項目で変更があった場合は、速やかに連絡してください。

- ・送迎時間や利用時間変更
- ・体調確認や体調不良によるサービスの中止・変更
- ・設備、器具の利用

(2) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

9 個人情報の取り扱い

当事業所では個人情報に関する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインに基づいて、当法人で規定する諸規則等により保有する利用者の個人情報について適切に管理し、利用者の求めに応じて内容を開示します。また、個人情報の使用に関しては予め個人情報の使用に係る同意書により同意の上使用します。

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等あった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、指定介護予防支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	氏 名	
	連絡先	
ご家族	氏 名	
	連絡先	

11 非常災害対策

(1) 防災時の対応

非常災害時に備え、人命の安全・被害の軽減を第一とした防災訓練および点検を消防計画に従い実施します。

(2) 防災設備

非常灯、非常誘導灯、屋内消火器を設置しています。

(3) 防災訓練

防災訓練に従い、利用者及び職員を対象とした防災訓練を実施します。

12 相談及び苦情窓口

(1) 介護予防デイサービスセンター ごろざ

担 当 者	前田隆宏、小林由季
電話番号	0 5 4 - 6 5 9 - 5 6 3 5
受付時間	月曜日から土曜日までの 8 時 30 分から 17 時 30 分まで

(2) 静岡市役所 介護保険課 事業者指導第 2 係

所 在 地	静岡市葵区追手町 5 - 1
電話番号	0 5 4 - 2 2 1 - 1 3 7 7
受付時間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで

(3) 国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地	静岡市葵区春日町2-4-34
電話番号	054-253-5590
受付時間	8時30分から17時15分まで

(4) 苦情処理第三者委員

弁護士	木村 幸典	住所	静岡市葵区呉服町1丁目4-6 (松浦ビル3階)
電話番号	054-272-1505		

司法書士	増野 充	住所	静岡市葵区安西5丁目110-1-3
電話番号	054-273-2317		

13 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施の有無 : 有

実施した直近の年月日 : 駿河会ホームページ上にて公開

実施した評価機関の名称 : 一般社団法人 日本能率協会

評価結果の開示状況 : 有 (駿河会ホームページ上にて公開)

※社会福祉法人駿河会ホームページアドレス <http://www.surugakai.net/>

令和 年 月 日

第1号通所事業、及び地域密着型通所介護のサービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所	所在地	静岡市葵区山崎2丁目35-11
	名 称	社会福祉法人 駿河会
		介護予防デイサービスセンターごろざ

説明者氏名

私は、本書面により事業所から、第1号通所事業、及び地域密着型通所介護について重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住 所	静岡市葵区建徳2丁目14-1
-----	-----	----------------

氏 名

代理人	住 所	
-----	-----	--

氏 名

重要事項説明書 別表

<利用料金>

◆利用料金は、第 1 号通所事業においては静岡市長が定める基準、地域密着通所介護においては厚生労働大臣が定める基準によるものです。

◆1 単位は、10.27 円（静岡市単価）に換算されます。

◆介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じ 1～3 割の自己負担となります。

◆その他、介護保険の改定に伴い各種料金に変更となる場合があります。

（１）事業対象者・要支援認定の方の基本料金（１ヶ月あたり）

認定区分	サービス内容	単位数	1 割負担
事業対象者 ・ 要支援 1	通所介護相当サービス 1	1,798 単位／月	
	通所介護相当サービス提供体制強化加算 I 1	88 単位／月	
	通所介護相当サービス科学的推進体制加算	40 単位／月	
	介護職員等処遇改善加算 I ロ	127/1000	
		1,926 単位／月	2,331 円／月
要支援 2	通所介護相当サービス 2	3,621 単位／月	
	通所介護相当サービス提供体制強化加算 I 2	176 単位／月	
	通所介護相当サービス科学的推進体制加算	40 単位／月	
	介護職員等特定処遇改善加算 I ロ	127/1000	
		3,837 単位／月	4,441 円／月

◆サービス提供体制加算

利用者に一定基準のサービスを提供する体制が整っているかを評価する加算で、厚生労働大臣が定める基準に適合していると届出した事業所が算定できる加算となります。事業対象者・要支援 1 の方には 88 単位、要支援 2 の方には 176 単位を加算させていただきます。

(2) 要介護認定の方の基本料金（1日あたり）

介護区分	サービス内容	単位数	1割負担
要介護 1	地域通所介護 I 1	416 単位／日	
	地域通所介護個別機能訓練加算 I 2	76 単位／日	
	地域通所介護サービス提供体制強化加算 I	22 単位／日	
	地域通所介護科学的推進体制加算	40 単位／月	
	介護職員等特定処遇改善加算 I ロ	127/1000	
		554 単位／日	641 円／日
要介護 2	地域通所介護 I 2	478 単位／日	
	地域通所介護個別機能訓練加算 II	76 単位／日	
	地域通所介護サービス提供体制強化加算 I	22 単位／日	
	地域通所介護科学的推進体制加算	40 単位／月	
	介護職員等特定処遇改善加算 I ロ	127/1000	
		616 単位／日	713 円／日

※介護区分が要介護 3 では基本単位数が 540 単位、要介護 4 では 600 単位、要介護 5 では 663 単位となります。

◆個別機能訓練加算

機能訓練指導員等が多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行ないます。加算算定に関しては、職員の配置条件によって、個別機能訓練 I 1（イ）もしくは個別機能訓練 I 2（ロ）を加算させていただきます。

◆サービス提供体制加算

利用者に一定基準のサービスを提供する体制が整っているかを評価する加算で、厚生労働大臣が定める基準に適合していると届出した事業所が算定できる加算となります。

◆科学的推進体制加算

利用者のデータを提出して、フィードバックを受け、それらに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者様のケアプランや計画への反映（フィードバックの活用）、PDCA

サイクルの推進とケアの質の向上の取り組みを行うことを目的としている加算となります。

◆介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等の処遇改善を図る為の処遇改善関連の加算となります。